

国民健康保険料旧被扶養者に対する減免期間等の変更について

この度、国の通知に基づき、国民健康保険料の旧被扶養者に対する減免期間等が変更されることとなりましたので、以下のとおりその内容について報告します。

1 旧被扶養者に対する減免

協会けんぽ等の被用者保険（国民健康保険組合を除く）の被保険者本人が 75 歳到達等により後期高齢者医療制度に移行し、その被扶養者だった 65 歳以上の方（以下「旧被扶養者」という。）が国民健康保険の被保険者となった場合、新たに保険料を負担することになりますが、その保険料について軽減する措置を実施しているものです。

2 変更の内容

| 対象者 | 区分 | 現 行 | 令和元年度以降 |
|---------------------------------------|----------|---------------|---|
| 平成 29 年 4 月 30 日 までに旧被扶養者とな った方 | 均等 割額 | 当分の間 5 割減免 | <u>本則適用</u> <u>(減免なし)</u> |
| | 所得 割額 | 当分の間 全額減免 | 当分の間 全額減免 |
| 平成 29 年 5 月 1 日以 降に旧被扶養者とな った方 | 均等 割額 | 当分の間 5 割減免 | <u>資格取得日の属する月</u> <u>以後 2 年を経過する月</u> <u>まで 5 割減免</u> |
| | 所得 割額 | 当分の間 全額減免 | 当分の間 全額減免 |

3 対象者への通知

対象者約 370 名に対し、保険料額通知書とともにお知らせします（6 月中旬発送）。